

令和8年7月13日

各位

見附市役所 総務課

下水補委第2号「雨水出水浸水想定区域図作成（その2）業務 委託」
に係る質問の回答について

標記の入札公告に寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

記

No.	質問事項	回答
1	「一般仕様書」の第2章「4. 解析」に「解析は、見附市の指定する図書に基づいて流出解析モデルを利用して行う」と記載がありますが、「見附市の指定する図書」の詳細な内容がわかればご教示下さい。	「一般仕様書」の第6章「1. 準拠すべき図書」に準拠してください。
2	キャリブレーションは1降雨のみとしていますが、業務を遂行する中で複数降雨でのキャリブレーションが望ましいと判断された場合は、複数降雨での実施も想定されていますでしょうか。また、その場合には、契約変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	協議のうえ必要と認められれば、契約変更の対象とします。
3	業務委託特記仕様書の「4. その他特記事項」の「(2) ②データファイル作成」において「論理チェック」および「検査結果の報告書とともにデータ定義書を提出する」とありますが、論理チェックの具体的な方法についてご教示ください。また、検査結果については、様式が存在し、その様式に基づいて検査結果を整理することでよいでしょうか。	論理チェックの実施項目はデータ型、図形・属性データのリレーション、図形の閉合や接合、データの範囲（異常値やエラー値）、測地系設定等を意図しています。 また、論理チェックの方法、検査結果の様式については任意ですが、合理的な内容説明がされていることを条件とします。

4	業務委託特記仕様書に「下水道 GIS 導入業者に作業、協議等が生じた場合、その諸費用を全て受注者が負担するものとする」と記載がありますが、受注者が作成したデータの不具合等により shape ファイルの修正が必要となった場合や下水道 GIS へ shape データを反映する際に不具合があった場合の受注者作業費や下水道 GIS 導入業者との協議が受注者負担であるという認識でよいでしょうか。また、「下水道 GIS」とは一般に普及している GIS ソフトという理解でよいでしょうか。	記載していただいた認識で間違いございません。また、下水道 GIS ですが一般に普及している GIS ソフトになります。
5	受注者が作成した shape ファイルを下水道 GIS へセットアップする際に支障が無いかどうかを、契約期間中に、下水道 GIS 導入業者あるいは発注者にて事前に確認をしてもらうことは可能でしょうか。「成果品の審査」の一貫として、上記確認をして頂きたい趣旨です。	確認可能です。
6	「特記仕様書」には記載が無いため、解析を行うソフトウェアには指定が無いという認識で良いでしょうか。指定のソフトウェアがあれば、ソフトウェアの名称やバージョンについてご教示下さい。	指定はありませんが、「流出解析モデル利活用マニュアル 公益社団法人 日本下水道新技術機構」に示されている、「InfoWorks ICM、MIKE URBAN、xpswmm」を推奨します。
7	「特記仕様書」には記載が無いため、「現地踏査」や「現地調査」は対象外であり、必要と判断される場合には発注者との協議の上実施するという認識で良いでしょうか。また、現地踏査や現地調査を実施する場合は、契約変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	協議のうえ必要と認められれば、契約変更の対象とします。

見附市役所 総務課管財係

T E L : 0258-62-1700

F A X : 0258-63-1006